

新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会制度パブリックコメント実施結果

■実施期間 令和2年3月16日から4月15日まで

■提出意見数内訳

提出方法	人数	件数	備考
直接持込	0人	0件	
郵送	0人	0件	うち募集期間外に寄せられた意見 0人(0件)
FAX	0人	0件	うち無記名による意見 0人(0件)
電子メール	1人	6件	うち無記名による意見 0人(0件)
合計	1人	6件	

■提出意見の詳細

件数	ページ	ご意見	市の考え方
1	P 1	<p>「新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会制度を創設するにあたり、新城市自治基本条例の改正、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例を制定する必要があります。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何人の市民がこの制度を創設してくれと頼んだのか。新城市が当制度を策定すべき必然的な理由があるのか。赤字財政の市の貴重なリソースをこれに費やす価値があるのか。いったい市の優先順位はどうなっているのか。納税者である市民が納得できる説明をしてもらいたい。 	<p>市の考え方</p> <p>当条例を定めることにより、まちづくりの担い手である市民の市政参加の機会及び、市民の知る権利を保障するとともに、まちづくりの課題及び、解決策に関する市民の意識の向上を図り、市民が主役のまちづくりを推進してまいります。</p>
2	P 1	<p>「新城市自治基本条例で定める市民が主役のまちづくりを進めるため、新たに新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例を定め、実施するために必要な事項を規定します。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は市民自治を謳って条例や会議や協議会を増やし続けたが、中身が伴っていない。また、市は計画案等についてパブリックコメントを募集するが、たいてい1～2件のコメントしか寄せられない。各地域自治協議会が住民から意見を募集しても、ほとんど何の反応も得られない。協議会そのものもマンネリ化している。市民向けの集会でも、本当の自主参加率は低い。市民自治とは程遠い現状において、当条例を定めれば「市民が主役のまちづくりを進める」ことができるとする根拠は何か。 ・立候補者が公開討論会を開きたいと思えば、条例がなくても自主的に開けばいいではないか。なぜ市民自治にこじつけるのか。 	
3	P 2	<p>「③ 公開政策討論会の手法等は、公平かつ公正に行うものとします。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に誰の責任でどのように公平性・公正性を確保するのか。 ・主役である市民は、討論会の開催前あるいは開催中に立候補者に質問できるのか。また、その質問はどのように取り扱われるのか。 ・議論に慣れない日本人が真の意味で討論できるという前提は、あまりにも楽観的ではないか。 	<p>行政機関の長である市長が開催するものであるため責任は市長にあります。また、公開政策討論会を開催するにあたっては、ボランティアで集まる市民（実行委員会等）によって手続き及び、議事運営を行うことにより公平性・公正性を担保します。</p>
4	P 2	<p>「市長は、公開政策討論会を開催するときは、市民自治会議の意見を聴いて、開催日、開催場所その他開催に必要な事項を決定し、これを公表する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民自治会議の議事録によれば、最初から条例化することを前提に話が進められている。しかも、第1回会議では、これを条例化すれば全国初だと市長がある委員と話している。条例化とそれによる市外へのPRが目的と受け取らざるを得ない。また、市民自治会議は同じ様な顔ぶれが市長の指示通りの結論を出している。市長の御用機関のような市民自治会議が、いったい市長に何を「意見」するのか。形骸化した市民自治ごっこを見直すのが先ではないか。 	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
5	P 4	<p>「公開政策討論会は、参加する立候補予定者の承認を得て市長が指名する者が議事を主宰する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立候補者が合意する主宰者が見つからない場合はどうするのか。 	<p>主宰者は中立・公平でなくてはならないため、参加する立候補予定者の承認を得て行うことを考えております。</p>
6	P 4	<p>「公職選挙法の規定する「事前運動の禁止」行為に抵触しないように公開政策討論会を開催しなければなりません。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何が禁止行為に抵触するかどうかを誰が判断し、抵触した場合はどう対処するのか。 	<p>自治基本条例に基づく公開政策討論会であり、選挙運動に抵触しないと考えております。</p>